

出展ブースでの販売行為（物、食品、酒類等すべて）は、

## ベトナム国内販売ライセンスを

持っている事業者に限り可能です。

また、販売品目の全てについて、ベトナム当局からの販売許可が必要です。

（販売許可を得るための申請には3ヶ月以上かかるのが通例です）

但し、テストマーケティングのためのサンプリング（無料配布、無料試飲、無料試食）は販売ライセンスがなくとも実施可能です。

### 【酒類提供における注意】

未成年、オートバイ運転者への酒類提供によって、万が一、事故等が発生した場合、JVF主催者は一切の責任を負いません。酒類の提供は、出展者の責任において行っていただきますので予めご了承ください。

※前回JVFとルールが変更されております点、何卒ご了承ください。

### 【よくある質問】

Q1. 前回とルールが変更になっている点はどこですか？

A1. 前は、販売ライセンスがなくとも営利目的ではないマーケティングのための販売であれば認められていました。今回はマーケティング目的であっても、販売ライセンスが必要です。

Q2. ベトナムへ商品輸出している会社でベトナムでの販売ライセンスはありません。商品はベトナムのコンビニ等で売っています。販促のためにその商品をJVFブースで販売できませんか？

A2. ベトナム国内で既に商品を販売している会社（コンビニ等）にJVFブース出展を委託する形をとれば販売可能です。その場合の売上金は委託する販売会社で計上します。

なお、ブースのデザインは自由なので委託する販売会社の看板である必要はありません。



※販売または配布、試飲・試食する商品を日本から輸送する場合、**JVF貨物輸送担当事務局（株式会社 AAB）**に直接ご相談の上、ご手配ください。

### 貨物輸送依頼申請書

オプション

輸送貨物がある場合、必ず提出ください

提出先：

JVF貨物輸送担当事務局（株式会社 AAB）

提出期限：

2017年9月29日（金）

### 海上輸送品（分類A）

オプション

輸送貨物がある場合、手配ください

送付先：

JVF貨物輸送担当事務局

（株式会社 AAB）指定倉庫

到着期限（**必着**）：

2017年11月2日（木）

### 航空輸送品（分類A）

オプション

輸送貨物がある場合、手配ください

送付先：

JVF貨物輸送担当事務局

（株式会社 AAB）指定倉庫

到着期限（**必着**）：

2017年12月1日（金）

\***分類B**：航空輸送のみとなり、貨物別の個別対応となりますので、担当事務局より連絡します。

担当	e-mail	TEL	FAX
Japan Vietnam Festival 運営事務局 （株式会社イベントアンドコンベンションハウス） 黒子、杉沼、矢野、椿	jvf-info@ech.co.jp	03-3831-2697	03-5807-3019
JVF貨物輸送担当事務局 （株式会社 AAB 東京オフィス） 松浦、近藤、吉岡	松浦：matsuura@aab.co.jp 近藤：kondo@aab.co.jp 吉岡：yoshioka@aab.co.jp	03-3206-1371	